

# 一般社団法人淡路青年会議所 定款案

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人淡路青年会議所（英文名 Junior Chamber International Awaji）と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県洲本市に置く。

(剰余金の分配の禁止)

第3条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究し、経済諸団体と協力して日本経済の正しい発展を図ること。
- (2) 指導者訓練を基調とした修練、社会奉仕及び会員相互の連携を図ること。
- (3) 日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、かつ、相互信頼を増進し、世界経済の発展に寄与すること。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業、経済、文化等に関する調査研究並びにその改善及び発達に関する研究及び実施。
- (2) 会員の個人的修練及び相互の親睦に資する行事の開催。
- (3) 社会奉仕事業、まちづくり事業及び青少年の健全育成に関する事業。
- (4) 国際青年会議所、日本青年会議所、国内及び国外の青年会議所並びにその他の諸団体との提携。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業。

(運営の原則)

第6条 この法人は、特定の個人又は法人、その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 この法人は、これを特定の政党又は宗教のために利用しない。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第7条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 原則として淡路島に住居又は勤務先を有する年齢20歳以上40歳未満の品格ある青年で、この法人の目的に賛同して入会したもの。ただし、年度内に年齢40歳に達するときは、その年度内は正会員の資格を有する。
- (2) 特別会員 正会員であった者で制限年齢に達したもの。
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者で理事会の決議により推薦されたもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得及び入会）

第8条 正会員になろうとする者は、正会員3名の推薦を受け、入会申込書に総会（第14条に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める入会金を添えて、これを理事長（第23条に規定する理事長をいう。以下同じ。）に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費）

第9条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

2 年度の途中で入会した正会員の会費は、1月1日から6月30日までに入会した者にあつては一年間の会費の全額と、7月1日から12月31日までに入会した者にあつては一年間の会費の半額とする。

（任意退会）

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 会費を納入期限経過後6箇月以上納入しないとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画書及び収支予算書の決定
- (2) 事業報告書及び計算書類(一般法人法第123条2項の計算書類をいう。以下に同じ。)並びにこれらの附属明細書(以下「事業報告書等」という。)の承認
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 定款の変更
- (5) 会員の除名
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年度1月に1回開催するほか、12月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、理事長は、総会の日(総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間)前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、当該総会において出席正会員のなかから選任する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 前二項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 解散

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、法令で定めるところにより、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 理事長及び専務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会に付議すべき事項の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 定例理事会は毎月1回開催し、臨時理事会は理事長が必要と認めたとき、又は理事長以外の理事から、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき開催する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会で承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 例 会

(例 会)

第43条 この法人は例会を毎月開催する。

2 例会の運営については、総会において別に定める。

## 第11章 補 則

(委 任)

第44条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は向内英光（専務理事は沖田和良）とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人又は一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。